

地域包括支援センターの事業評価を通じた 機能強化について

（厚生労働省老健局振興課長通知平成30年7月4日付老振発0704第1号）

1 根拠規定

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。）において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。

⇒平成30年度からセンターによる自己評価・市町村による評価が義務化国において全国で統一して用いる評価指標を策定

【介護保険法第115条の46第4項】

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

【介護保険法第115条の46第9項】

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

2 目的

- センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要。
- 全ての市町村及びセンターで取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速。

3 地域包括支援センター評価指標

- センターの機能を向上させるためには、市町村とセンターの連携強化が欠かせないことから、地域包括支援センターの評価においては、センターに対する評価を行うこととあわせて、市町村の関わりについて点検を行う。

- 令和2年度の具体的な評価の指標及びその趣旨は、別添1のとおり。

4 市における評価と機能強化等の流れ（令和2年度）

- 令和2年6月 ○（令和元年度実績や令和2年4月末日時点での）市の評価結果と市内センターの評価結果について、愛知県を通じて厚生労働省へ報告



- 令和2年12月 ○厚生労働省において全国の結果を集計、チャート化による見える化を行った上で、愛知県を通じて市へ結果を周知
- 集計結果及びチャートによる見える化について、市内センターへフィードバック



- 令和3年3月 ○地域包括支援センター運営協議会において、全国結果との比較、チャート化による見える化について報告、課題等について整理



- 令和4年度以降 ○センターの課題を踏まえた機能強化策の検討

5 センター評価指標の機能強化のための活用方法の例

- （1）業務チェックリストとしての活用
センターの業務を網羅的に点検するための指標
- （2）チャート化による取組の見える化
達成度合いが低い業務分野を確認（全国の状況との比較等）
- （3）連携項目を活用した業務分析
市町村とセンターの連携状況を把握

⇒これらの要因や背景を分析・共有し、業務改善に繋げる